

オフィス減税

移転型事業

建物等の取得価額に対し、**特別償却25%**又は**税額控除7%**

拡充型事業

建物等の取得価額に対し、**特別償却15%**又は**税額控除4%**

適用要件

【対 象】 特定業務施設となる建物・建物附属設備・構築物
【取得価額】 2,500万円以上（中小企業者*1 1,000万円以上）

適用期間

令和6年3月31日までに、都道府県知事の認定を受けること
※認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。

限度額

当期法人税額等の20%（税額控除を活用する場合。雇用促進税制との合算）

留意事項

- ✓ 適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限ります。
- ✓ 同一建物内に特定業務施設以外の業務部門（工場等）を有する場合の取得価額は、原則、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出することになります。
- ✓ 例えば、親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合は対象とならないため、注意が必要です。

*1 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。